

ミレニアムプロジェクトやe-Japan重点計画では、2003年をめどとして、国の行政機関における約1万の申請種別について、オンラインで申請できるように整備することがうたわれている。また、これを受けて、住民に身近な地方自治体においても、申請手続きの電子化を促進するよう求められている。

インターネットを介した電子申請・届出システムを考える場合、手続きに共通する課題として、本人確認手段、手数料決済手段、到達時刻の考え方などを整理する必要がある。特に、本人確認手段として、公開鍵(かぎ)暗号基盤(PKI: Public Key Infrastructure)技術をベースとした、政府認証基盤(GPKI: Government PKI)及び地方自治体の認証基盤(LGPKI: Local Government PKI)の整備が進められている。こうした動向のなかで、当社は2年以上前から、お客さまといっしょになって要件を検討してきており、電子申請・届出システムを開発した。

The Japanese government will construct an e-application system, which will enable people to make about 10,000 types of applications online, by the year 2003 through the Millennium Project and the e-Japan Priority Policy Program. Reflecting this, local governments in Japan are also being encouraged to construct e-application systems. For e-application systems using the Internet, some issues regarding application procedures need to be considered such as applicant confirmation, fee payment methods, delivery timing, and so on. In particular, based on public key infrastructure (PKI) technology, government PKI (GPKI) and local government PKI (LGPKI) technologies are being prepared as a means of applicant confirmation.

Toshiba has been investigating the requirements and preconditions related to e-application systems together with clients since 1999, and has developed an e-application system.

1 まえがき

e-Japan戦略、e-Japan重点計画の具体的施策である「e-Japan2002プログラム」では、申請・届出手続きのオンライン化について以下のように書かれている。

「平成15年度までに電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現するため、平成14年度中に全府省において、申請・届出等手続きの電子化に関わる共通の基盤システムを整備するほか、行政情報の電子的提供、政府調達電子化等を推進する。」

一方、インターネット上で、政府機関を認証するための仕組みである政府認証基盤は、2000年度までに総務省、経済産業省、国土交通省で整備されており、これらの相互認証及び申請者側の認証局との相互認証をする仕組みとして、ブリッジ認証局(BCA: Bridge Certificate Authority)も整備された。今後は、他の省庁や地方自治体の認証基盤の整備が予定されている。更に、個人を認証する仕組みとして、電子認証・署名法の中で記述されている、特定認証業務の認定を受けた認証サービス会社のほか、地方自治体による個人(住民)の認証基盤の整備も計画されている。

これらの内容について、及び当社のこれまでの取組み、

開発成果について以下に述べる。

2 電子申請共通基盤

電子申請共通基盤とは、政府機関や地方自治体の複数の申請種別に対応できるように設計された汎用的なシステムである(図1)。一方、特許庁電子出願システムのように、ある業務専用の電子申請・届出システムも存在するが、今後は電子申請共通基盤という思想で整備されるシステムで、各種手続きの電子化が推進されるものと考えられる。

電子申請共通基盤には、以下のような機能が求められる。(総務省「汎用システムの基本仕様」から抜粋)

- (1) 準備機能(オンライン申請の案内機能、申請書様式の提供・取得機能)
- (2) 申請・届出機能(申請書作成・修正機能、申請書送付機能、申請書受取・到達機能)
- (3) 受付機能(形式審査機能、担当課への仕分け機能)
- (4) 結果通知機能(結果通知(公文書発行)機能、結果通知受領機能)
- (5) 問合せ機能(問合せ機能、応答機能)

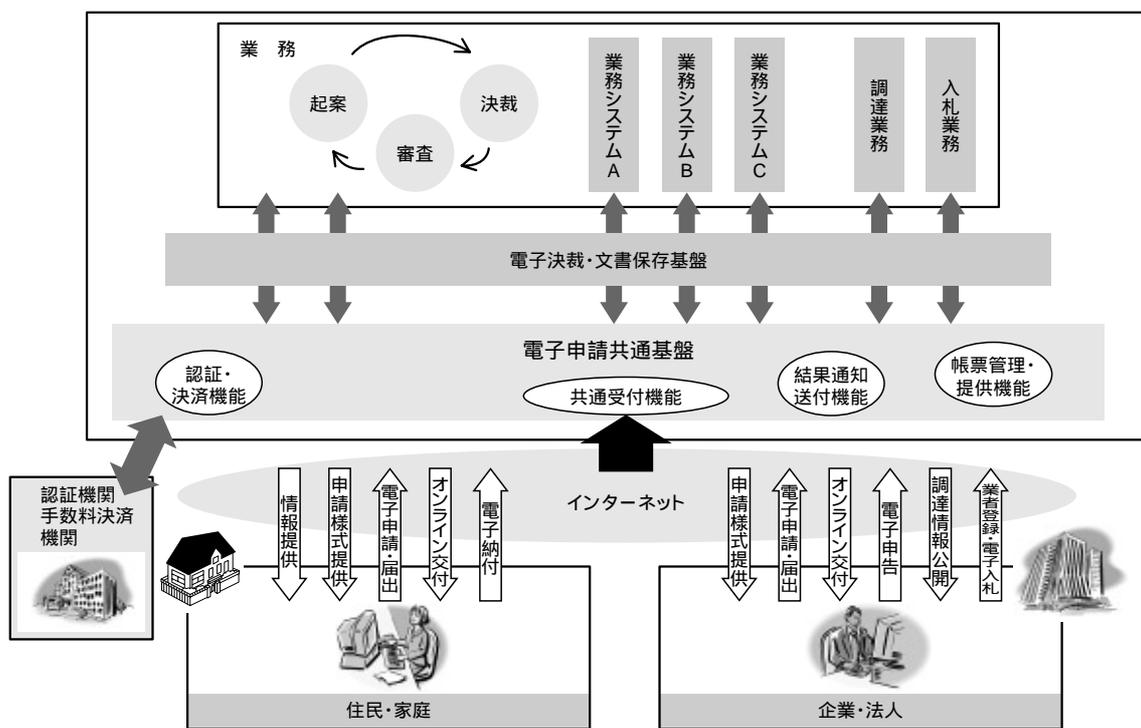


図1. 電子申請共通基盤 電子申請共通基盤として考えられている範囲を示す。申請手続きにかかわる官 - 民間のインタフェースとして位置づけられる。

e-Application system platform

3 電子申請・届出実現に向けた共通課題

一般に電子申請・届出実現に向けた共通課題には、以下のようなものがあると考えられている。これらの課題及び解決に向けた方策について述べる。

3.1 本人確認,なりすまし防止

本人確認,なりすまし防止を実現するための技術として、PKI技術を利用したシステムの整備が進められており、認証する対象者によって、その実現方法が大きく次の四つに分かれる。

- (1) 国の行政機関の官職認証 各府省の認証局と総務省のBCAから構成される。
- (2) 地方公共団体の官職認証 LGPKIとして、総合行政ネットワーク(LGWAN: Local Government Wide Area Network)を拡張して整備している。
- (3) 個人申請者の認証 電子署名・認証法に基づき、認定された認証局や、地方自治体(市町村)における個人認証基盤の整備が計画されている。
- (4) 企業・法人の認証 商業登記に基礎を置く電子認証制度(法務省)がスタートしており、順次サービス範囲を広げている。なお、当社はこのシステム構築を他社と共同で手がけている。

3.2 手数料納付,徴収,決済

電子申請に掛かる手数料や通知など発行に掛かる手数料

の納付・決済方式として、クレジットカードを利用する方法、電子マネーを利用する方法などが考えられるが、現在政府機関では、「公共料金の決済に利用するマルチペイメントネットワーク」を利用することとなり、財務省において2003年度中の運用開始を目指し、歳入金電子納付システムの構築がなされている。

3.3 申請書などの原本性保証

総務庁(現総務省)共通課題研究会報告「インターネットによる行政手続の実現のために」(2000年3月)によると、「電子文書の原本性を確保する」とは、電子文書について、紙文書と比較した場合の保存・管理上の問題点が解決された状態にあるようにしておくことを意味する。」と記述しており、そのためには、「(1)完全性:電子文書の改ざん等を未然に防止し、かつ、改ざん等の事実の有無が検証できるような形態で、保存・管理されること。(2)機密性:アクセスを許されない者からの電子文書へのアクセスを防止し、電子文書の盗難、漏えい、盗み見等を未然に防止する形態であること。(3)見読性:電子文書の内容が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示できるよう措置されること。」とある。

これを実現するための指標として(財)ニューメディア開発協会が「原本性保証システムガイドライン」を発表しており、システム構築の際に参照することができる。

3.4 第三者作成証明書類の添付

“申請・届出等手続のオンライン化に係る新アクションプラン”では、第三者が作成した証明書類を添付する方法を検討する前に、見直し、簡素化の観点から廃止・省略の可能性を検討することが重要としている。

第三者作成証明書類を添付した電子化方策として、「証明書発行主体(ex.住民票であれば、各市町村)からIDを発行し、申請者はそのIDを申請書に添付して申請、申請を受領した行政体は、IDを使って証明書発行主体に問い合わせる」という方式を検討しているが、決定はしていない(ID: Identification)。

3.5 代理申請

申請のオンライン化、電子化が実現しても、手続きを専門家に任せる、未成年などの活動を親権者などが補充する観点から、代理申請が必要な場合がある。特許出願など専用システムで代理申請を実現している例はあるが、申請種別に依存しない汎用的なシステムにおいて、代理申請を実現している例はまだない。現在委任状を電子化する方法や、電子認証と同様に代理認証を行う方式などが提案されている。

4 政府認証基盤と地方自治体の認証基盤

前述のとおり、本人確認、なりすまし防止を実現するために、政府機関ではBCAを中心とした政府認証基盤を構築している。政府認証基盤は、各行政機関の認証局と単一のBCAから構成される。行政機関認証局は、主に“官職の認証”とBCAとの“相互認証”を行い、BCAでは行政機関認証局との相互認証のほかに、民間部門など、政府認証基盤外の認証局との相互認証を行う。BCAの役割は次のとおりである。

- (1) 申請者負担の軽減及び利便性の向上 申請者が行政機関認証局から提供を受ける情報を、BCAから一元的に提供する。
- (2) 統一したセキュリティポリシーの確保 BCAに相互認証するための基準を明確にし、政府認証基盤としてのセキュリティポリシーの管理を行う。
- (3) 円滑かつ効率的な整備 行政機関認証局の負担軽減の観点から、すべての行政機関認証局に共通の機能である証明書の有効性検証を、BCAにおいて実現する。

政府認証基盤と電子申請・届出システムとの関係を図2に

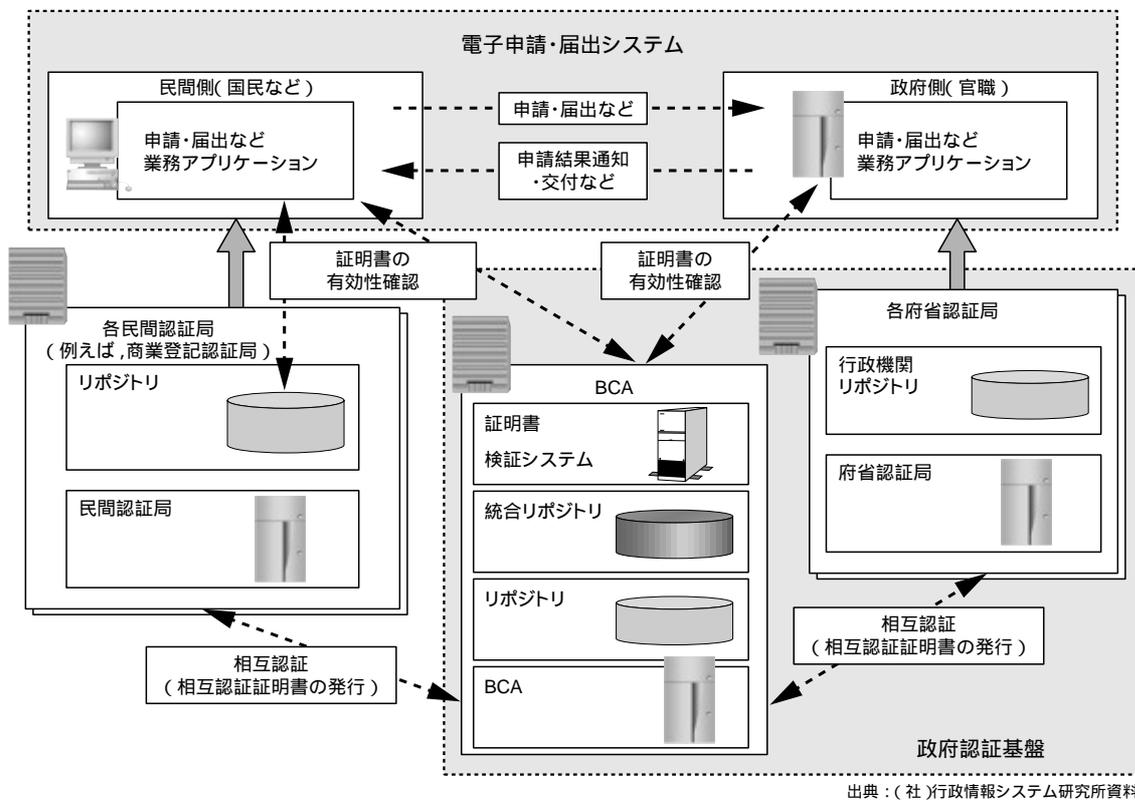


図2. 政府認証基盤と電子申請・届出システムとの関係 認証のスキームとしては、BCAを中心として各府省及び申請者側の認証局が相互認証をしており、電子申請・届出システムは、各認証局から証明書の発行を受けるとともに、証明書の有効性確認をBCAなどに行う。

GPKI and e-application

示す。

地方自治体の認証基盤の概念を図3に示す。地方自治体の認証基盤については、構築が先行しているLGWAN用の認証局設備を利用し、インターネット用に証明書検証サーバ及びディレクトリサーバを付与する構成の検討がなされている。地方自治体の認証基盤については、現在基本的な仕様が検討されている段階であり、今後電子申請・届出システムとの連携については、十分な調査が必要である。

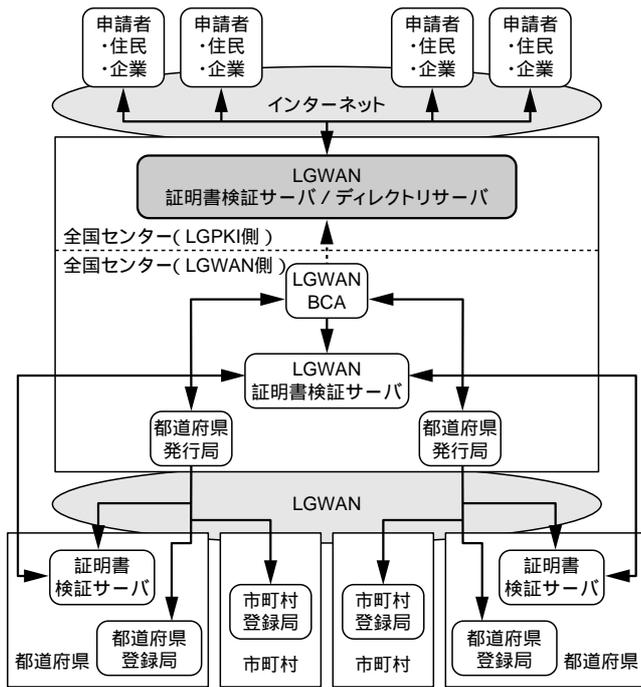


図3. 地方自治体の認証基盤の概念 都道府県単位で官職認証用の認証局及び証明書検証局が構築される。この図のLGWAN BCA及び都道府県IA(Issuing Authority : 発行局)がLGWANとLGPKIとの間で物理的に共用される。
Concept of LGPKI

5 あとがき

電子申請・届出システムを構築するにあたり、申請手続き単位にシステムを構築するのでは効率が悪いので、複数の手続きを共通的に受け付けることができる“電子申請共通基盤”を活用していただくことは、お客さまにとって大きな意義のあることである。

この電子申請共通基盤の開発にあたっては、お客さまと一しょになって要件を定義するとともに、他社との協業もしており、今後はこの開発製品について、広く自治体に紹介していくとともに、ASP(Application Service Provider)での提供も視野に入れたビジネスを検討していく。

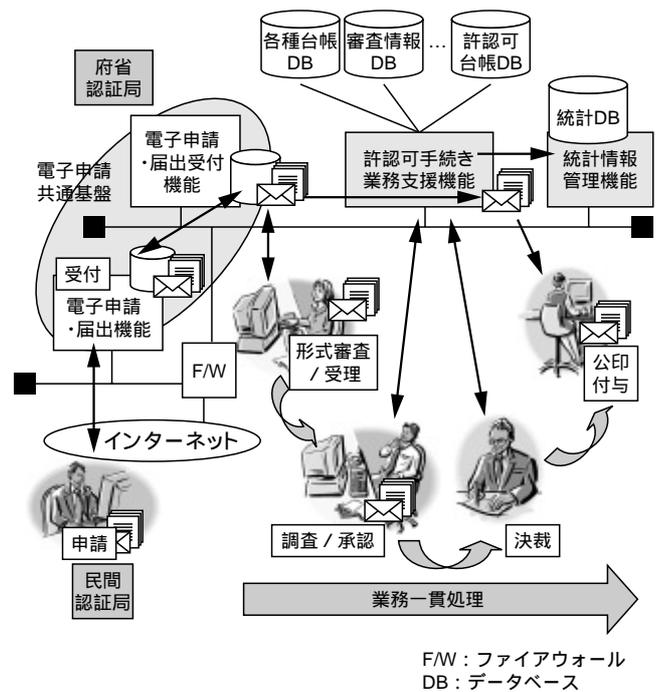


図4. 電子申請・届出システムの将来像 申請・届出手続きを電子的に受け取るだけでなく、許認可手続きに係る様々な業務を電子化することにより、業務効率を改善する。
Targets of e-application system

また、電子申請・届出システムとは、各行政機関の“許認可事務手続き”を電子化するシステムであることから、理想的には図4に示すように、許認可業務手続きに関する業務を一貫して支援するシステムの構築が必要である。その中で、現在構築が進められている電子申請・届出システムは、官と民との情報のやり取りの窓口となる部分のシステム化(手紙でいうと郵便箱を電子化するシステムに相当する)であり、許認可手続きの電子化の始まりととらえることができる。

今後は、各手続きを所管する部門ごとに許認可事務の効率化を目的とした業務システムの構築が必要とされるのは必然であり、当社もいくつかのお客さまとの間でそうした業務システムの構築に対する検討を始めたところである。



宮沢 忠彦 MIYAZAWA Tadahiko

e-ソリューション社 官公情報システム事業部 電子政府ソリューション部主務。電子申請・届出システムなど許認可手続きの電子化システムのコンサルテーション、設計、開発に従事。Government & Public Corporation Information Systems Div.



田中 康成 TANAKA Yasunari

e-ソリューション社 官公情報システム事業部 電子政府ソリューション部主務。電子申請・届出システムなど許認可手続きの電子化システムのコンサルテーション、設計、開発に従事。Government & Public Corporation Information Systems Div.